

平成22年12月 7日

資 料

(要望にない項目等[地方税])

要望にない項目等の検討(23年度改正)

○納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するため各省庁が要望している内容に加え、以下の項目について、23年度改正で措置することを検討してはどうか。

(1)課税の適正化

<法人住民税・事業税関係>

○ 還付加算金の計算期間の見直し

会計検査院意見表示事項に基づき国税において還付加算金の計算期間を見直す場合には、地方税においても同様に見直す。

○ 仮決算による中間申告の見直し

国税において仮決算による中間申告を見直す場合には、地方税においても同様に見直す。

(2)地方税の罰則の見直し

平成22年度改正における国税の罰則の見直し内容等を踏まえ、地方税において所要の改正を行う。
また、国税の罰則の見直し(①「故意の申告書不提出によるほ脱犯」の創設、②「消費税不正受還付未遂罪」の創設)にあわせて、地方税において所要の改正を行う。

(3)その他

<国有資産等所在市町村交付金関係>

○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令の改正に係る所要の措置

国有資産等所在市町村交付金法第2条第1項第2号の政令で定める共用飛行場として、対象に岩国飛行場を追加する。

※ その他、国税の「要望にない項目等」のうち、地方税に影響するものがある。

地方税の罰則の見直しについて ①

- 課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、地方税において23年度改正で所要の改正を行う。

現行の主な犯罪類型 (主な法定刑)	見直しの方向性
○脱税犯 (5年以下の懲役若しくは500万円 (情状により脱税額)以下の罰金 又は併科) (※事業税、地方消費税等の場合)	懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ (国税とのバランス等を考慮) 【見直し案】(1)脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げる等の見直しを行う。 (2)脱税犯に係る罰金刑の上限(定額部分)を1,000万円に引き上げる等の見直しを行う。
○特別徴収納入金不納付犯 (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金又は併科) (※個人住民税の場合)	懲役刑の引上げ・罰金刑の引上げ (脱税犯とのバランス等を考慮) 【見直し案】特別徴収納入金不納付罪の法定刑を脱税犯との均衡を踏まえ引き上げる。
○その他	【見直し案】上記のほか、申告書不提出罪(単純無申告罪)・検査忌避犯等の秩序犯や、守秘義務違反に対する罰則の水準を引き上げる等の整備を行う。

地方税の罰則の見直しについて ②

○ 平成23年度改正における国税の見直しにあわせて、地方税において23年度改正で所要の改正を行う。

類型(現行) →	見直しの方向性
○税を免れる故意をもって申告書を提出せず、税を免れる行為 ・偽りその他不正行為を伴わないことから、現行の「脱税犯」とはならない。 ・現行、単に申告書不提出罪（単純無申告罪）として処罰。 （1年以下の懲役又は20万円以下の罰金等）	故意の申告書不提出によるほ脱犯（税を免れる故意をもって申告を行わず、税を免れる結果を発生させた罪）の創設 （脱税犯と申告書不提出犯との法定刑のバランスを考慮） 【見直し案】故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定を創設する。 法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科等とする。
○地方消費税の不正還付の未遂 ・自己名義によるものは、自らの申告となり未遂規定がないので、不処罰となる。 ・他方、他人名義によるものは詐欺罪（10年以下の懲役）の未遂罪として処罰される。	不正還付の未遂を処罰する規定の創設 （不正な還付請求の抑止、詐欺未遂罪とのバランス等を考慮） 【見直し案】地方消費税の不正還付の未遂を処罰する規定を創設する。

要望にない項目等の検討(24年度改正における検討)

○次の項目については、市町村の状況等を踏まえ、24年度の税制改正において検討してはどうか。

○ 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務の創設

税務執行を円滑化する観点から、国税において給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票について光ディスク等又はe-Taxによる提出を義務付けられる場合、地方税においても給与支払報告書等について市町村の電子化の状況等を踏まえ、光ディスク等又はオンラインによる提出を義務付けることを検討する。

○次の項目については、国税と同様に、24年度税制改正において検討してはどうか。

○ 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直しへの対応

会計検査院意見表示事項に基づき国税において中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲を見直す場合には、地方税においても同様に検討を行う。

○ 中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しへの対応

会計検査院意見表示事項に基づき国税において中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲を見直す場合には、地方税においても同様に検討を行う。

補 足 資 料

■ 国有資産等所在市町村交付金法施行令第1条（共用飛行場の追加）

市町村交付金において、平成11年度分の交付金から一般公衆の利用に供する共用飛行場を交付対象としているところ。

平成22年3月末に空港法施行令の一部改正により岩国飛行場が共用飛行場と規定され、また、その運用形態は1日4往復の定期就航便も就航予定であることから、平成26年度分の市町村交付金から対象となる予定である。

このため、交付金法第2条第1項第2号の政令で定める共用飛行場として、岩国飛行場を追加する改正を行うもの。

■ 施行期日

平成23年4月1日